

## 「政治参加」分野及び「性と生殖、家族形成」分野など

### についての検討の要望

検討会議委員 田尻彰代理野々村好三、村田恵子

中間まとめ案 28 ページに

「なお、政治参加、自己決定、地域生活、家庭・家族等の問題についても障害を理由とした差別を定義すべきとの意見、包括的に障害を理由とした差別を禁止する規定を設けるべきとの意見があった。」

との記載がある。

これは、検討部会の中で、「政治参加」や「性と生殖、家族形成」などについても差別の定義の中にぜひ入れてほしい、という意見が障害当事者はじめ多くの参加者から声があがったため、追加的に挿入された箇所である。

現在のところ、8つの分野について差別の定義規定があげられているが、差別の禁止されるべき分野はこの8つに限ったことではない。

たとえば、内閣府差別禁止部会意見書では、10の分野があげられ、その中の8節と9節で「家族形成」と「政治参加（選挙等）」についての差別規定が述べられている。

今のところ、京都府の条例の検討会議の中では、「政治参加」や「性と生殖、家族形成」、あるいはその他の分野（包括的規定含む）について、議論されていないが、早い段階でこれらについて検討していく必要があると考えるため、ぜひ今回の検討会議の中でテーマとして取り上げていただきたい。

なお、政治参加及び性と生殖、家族形成については、たとえば以下のような意見がある。

#### ●政治参加

「同行の通訳者に通訳してもらって投票しようと思ったのですが、認められませんでした。会場の職員とはコミュニケーションがとれず、意思を伝えられませんでした。」（盲聾当事者、検討部会）

「スリッパに履き替えなければならない投票所は下肢装具使用の人には、かなり抵抗感があります。」（身体障害、検討部会）

「成年後見制度を利用すると、選挙権がなくなります。」（検討部会）

#### ●性と生殖、家族形成

「10歳代だった63年頃優生手術（生殖を不能にする手術）を受けさせられ、生理の激痛やだるさなど不調が出た。20歳の頃結婚したが離婚。再婚の夫も家を出た。原因は私が子どもを産めないから。」（60歳代 精神障害）（第18回差別禁止部会資料より）

「子どもの頃、母が主治医から「子どもは産めない。妊娠したら流産させる」と指導された。産んだ女性がいると後で知った。…私は妊娠もできないのだと未来が描けなくなった。」（40歳代 難病）（第18回差別禁止部会資料より）

「障害者はそもそも男性、女性として見られてない。」（身体障害、検討部会）

「恋愛し、結婚し、子どもを育てるのは当たり前のこと。けどほんとどの障害者はあた

りまえのようにそこから遠ざけられている。」(支援者、検討部会)

「京都駅八条口の多目的トイレは、女子トイレ側にしかない。男性の車いす使用者としては、入るのものすごく抵抗がある。」(身体障害、男性、検討部会)

「施設では、いやおうなしに異性介護を強制された。」(身体障害、女性、検討部会)

## 【参考】

### 障害者権利条約

#### 第23条 家庭及び家族の尊重

1 締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び親族関係に係るすべての事項に関し、障害のある人に対する差別を撤廃するための効果的かつ適切な措置をとるものとし、次のことを確保する。

(a) 婚姻をすることのできる年齢にある障害のあるすべての人が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし及び家族を形成する権利を認めること。

(b) 障害のある人が、子どもの数及び出産間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利、並びにその年齢に適した方法で生殖・出産及び家族計画に関する情報及び教育にアクセスする権利を認めること。また、障害のある人がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供すること。

(c) 障害のある人(障害のある子どもを含む。)が他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。

『だれもが安心して暮らせる大分県条例』をつくる会」条例案(2013年3月2日)より  
(理念規定)

「障がいがある人が家庭や施設などの身近な環境の中で性に関する情報を得ることや経験をすることをしばしば不当に制限されたり、更には、障がいを理由とした人工妊娠中絶や不妊手術が合法化された時代がある等、今なお性に関する場面から排除されている現状を打開し、全ての県民が多様な性を持ち、互いに性的な主体として認めあい、自らの選択に従って自分らしく生きていく権利を有することが尊重されなければならない。

(実体規定)

性・恋愛・結婚・妊娠・出産・子育て

1、全ての県民は、多様な性をもつ主体としてお互いに尊重されなければならない。

障がいがある人が性的な主体として、自らの性や生殖に関して自由をもっていることが尊重され、障がいがある人自身が望む場合に、恋愛、結婚、妊娠、出産、子育てを実現できる体制が整備されなければならない。

2、前項を実現するために、県は障がいがある人の性に関する積極的な啓発活動や福祉サービス事業者、教育機関等への財政的な援助を含む必要な支援策を講じるものとする。

3、特別支援学校および特別支援学級等の教育機関や福祉サービス事業所、その他の障がいがある人の教育や療育に関わる者は、障がいがある人の特性や発達段階に配慮しながら積極的に性教育を行うものとする。その際、必要に応じて障がいがある人の家庭や本人に関わる者に対して情報提供等を行わなければならない。

4、福祉サービス事業所等の障がいがある人にサービスを提供する者は、障がいがある人を性的な主体としてとらえ、居室におけるプライバシーの確保等、必要な配慮および支援をしなければならない。またサービス利用者の障がいを理由に、恋愛、結婚、妊娠、出産などを妨げたり、それらを理由としてサービスの提供を拒む等の不利益な扱いをしたりしてはならない。